

8-5 外国公務員に対して、不当な利益等の取得を目的とする贈答・接待を行わない。

《基本的な心構え・姿勢》

外国政府（地方政府や政府に準ずる機関を含む）の役職員など外国公務員に対し、贈賄行為を行わないことはもとより、日本政府の指針に従った防止策を講ずる。営業上の不正な利益を得るために、接待や贈答などの利益供与を行わない。また、こうした行為や疑義を招く行為が起こらないよう、社内のチェック体制の整備や従業員の教育・啓発に努める。海外支店駐在員・現地法人出向者、現地従業員についても、同様の体制整備、教育・啓発が行われるよう、必要に応じ指導する。

《具体的アクション・プランの例》

(1) 教育・啓発を徹底する。

- ①わが国の不正競争防止法のみならず、同様の趣旨で制定された現地の法律についても理解を深め、遵守する。
- ②行為形態を例示したわかりやすいマニュアル類を作成し、外国公務員と接点を持つ役員や従業員に対して教育を行う。違法行為を行わせないことはもちろん、疑義を招く行為が生じないように周知徹底をはかる。
- ③OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の国内実施法は、各国の事情により所要の見直しが行われることがあるので、その動向を注視するとともに、改正された場合には、改めて教育・啓発を行う。

(2) チェック体制を整備する。

- ①「外国公務員贈賄防止指針」を参考として、内部統制の整備と構築をはかる。
- ②所管部門を明確にし、上記教育・啓発を行わせるとともに、具体的な案件に関して相談・対応を行わせる。
- ③外国公務員が関係する交際費はもとより、研修費用やコンサルタント料といった調査費用についても事前申請を必ず行わせる。また、所管部門の承認がなければ、そうした行為ができない仕組みを整える。

《関連資料》

「外国公務員贈賄防止指針」2004年

【条文全体の関連資料】

「CBCC対話ミッション「米国・欧州におけるCSR（企業の社会的責任）報告書」2004年 海外事業活動関連協議会(CBCC)

「多国籍企業に求められる社会的責任に関する研究会報告書」2003年 CBCC

「アジアにおける日系企業の活動に関するアンケート調査」2001年 CBCC